

公 告

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務について、公募型プロポーザル方式により受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和8年8月31日

鳥取市長 深澤 義彦

1 委託業務の概要

(1) 業務名

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務

(2) 業務内容

「鳥取市介護予防運動教室事業委託業務仕様書」のとおり

(3) 業務期間

令和9年4月1日から令和10年3月31日まで

2 参加資格

本件公募型プロポーザルに参加できる者は、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、鳥取市介護予防運動教室事業を理解し、この業務の実施が可能な事業者であり、業務委託契約の締結が可能であること。
- (2) 事業の実施に当たっては、各回のメインとなるプログラムのメニュー内容に合わせ、運動・栄養・口腔・認知機能指導の実務経験のある理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護福祉士、健康運動指導士、管理栄養士、歯科衛生士等1名のほか、これと同等の能力を有する者でAED（自動体外式除細動器）を使用した救命講習受講を修了した指導員1名以上の計2名以上配置できること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 本業務の提案募集を公告した日から参加申込提出期限までに、鳥取市入札参加資格者指名停止措置要綱（平成25年4月1日制定）に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又はその構成員の利益につながる活動を行う者でないこと。
- (7) 法人市民税の滞納がないこと。

3 実施要領の交付

鳥取市介護予防運動教室事業実施業務公募型プロポーザル実施要領（以下「実施要領」という。）及び仕様書等は、鳥取市公式ウェブサイトに掲載する。市役所窓口での配布は行わない。

4 スケジュール

事業スケジュールは下記のとおり。（なお、日程は都合により変更する場合あり。）

	内 容	日 程
1	公募開始（公告）	令和8年 8月31日（月）
2	質問票提出期限	令和8年 9月 9日（水）午後5時必着
3	質問票回答期限	令和8年 9月11日（金）
4	参加表明書等提出期限	令和8年 9月18日（金）午後5時必着
5	企画提案書等提出期限	令和8年 9月28日（月）午後5時必着
6	審 査	令和8年10月 6日（火）午後
7	選考結果通知	令和8年10月 下旬
8	業務委託契約締結・事業開始	令和9年 4月 1日（木）

5 質問の受付及び回答

本業務に関する質問の受付及び回答については次のとおりとする。

（1）質問受付

ア 受付期限：令和8年9月9日（水）午後5時（必着）

イ 受付場所：「9 事務局」に同じ。

ウ 受付方法：電子メールによる質問書（様式第6号）の提出

メールの件名は「鳥取市介護予防運動教室事業業務委託に関する質問（事業者名）」とする。

（2）質問回答

ア 回答期日：令和8年9月11日（金）

イ 回答方法：鳥取市公式ウェブサイトにて公表（個別回答は行わない）

6 参加表明書等の提出

本業務公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次のとおり参加申込をすること。

（1）必要書類

ア 参加表明書（様式第1号）

イ 公募型プロポーザル参加資格確認書（様式第2号）

（2）提出期限等

ア 提出期限：令和8年9月18日（金）午後5時必着

イ 提出場所：「9 事務局」に同じ。

ウ 提出方法：持参又は郵送（一般書留又は簡易書留に限る。）

7 企画提案書等の提出

プロポーザル参加希望者は、次の書類を作成の上、提出期限までに提出すること。期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加はできない。

（１）提出書類

- ア 企画提案書提出書（様式第３号）
- イ 企画提案書（様式第４号）
- ウ 見積書（様式第５号）
- エ 法人市町村民税納税証明書
- オ 法人の登記事項証明書
- カ その他添付資料

（２）提出にあたっての注意事項

- ア 企画提案書は、文書又は図等で具体的かつ簡潔に記述すること。
- イ 提案内容は、下記の順で文書又は図等で具体的かつ簡潔に記載すること。
 - ① 事業の実施方針について
 - ② 実施体制について
 - ③ 事業のプログラムについて
 - ④ セルフケアの支援について
 - ⑤ 地域包括支援センターとの連携について
 - ⑥ 危機管理体制について
 - ⑦ その他提案事項（独自提案）について

ウ 様式規格はＡ４規格・縦とし、審査に支障をきたすような膨大な資料は慎み、提案を明確に伝えることができる適切な量にまとめること。

エ Ａ３規格の折り込みは、可とする。

オ 図、絵、写真等の使用は、可とする。

（３）提出期限等

ア 提出期限：令和８年９月２８日（月）午後５時（必着）

イ 提出場所：「９ 事務局」に同じ。

ウ 提出部数：５部（正本１部、副本４部）

また、提出書類データを記録媒体（CD-ROM あるいは DVD-ROM）に格納し提出すること。

エ 提出方法：６の（２）のウに同じ。

8 参加の辞退

参加を辞退する場合は、次のとおり参加辞退届を提出すること。なお、提出された書類は返却しない。

- ア 提出書類：辞退届出書（様式第7号）
- イ 提出期限：令和8年9月28日（月）午後5時（必着）
- ウ 提出場所：「9 事務局」に同じ。
- エ 提出方法：6の（2）のウに同じ。

9 事務局

鳥取市 福祉部 長寿社会課 鳥取市中央包括支援センター

所在地：〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地（鳥取市役所 本庁舎 1階）

電話：0857-20-3457（直通）

FAX：0857-20-3906

E-mail：chuohokatsu@city.tottori.lg.jp

10 企画提案のプレゼンテーション

参加資格要件を満たす者（以下「提案者」という。）について、次のとおり企画提案書に係るプレゼンテーションを実施する。

（1）実施日時等

提案者に別途通知する。

（2）留意事項

ア プロポーザル参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

イ プロジェクター、スクリーン及びホワイトボードは本市が用意する。その他の物品等は提案者が用意すること。

ウ プレゼンテーションは企画提案書の内容に沿って行うものとし、事前に提出された企画提案書以外の追加資料等を配布することは禁止とする。

エ プレゼンテーションは個別に行うこととし、非公開とする。

オ 関連情報を入手するための照会窓口は、9の事務局とする。

カ 提出書類は、返却しない。

キ 提出期限後の提出書類の再提出及び差し替え、追加資料の提出は原則認めない。ただし、組織変更等やむを得ない場合の実施体制の変更については可とする。

ク 提出された書類は、今回の選考以外で使用しない。ただし、鳥取市情報公開条例（平成11年鳥取市条例第1号）に基づく情報公開の請求があった場合には、原則として公開の対象となる。

ケ 本選考は、令和9年度予算の成立を前提とした事前準備行為として行うものであり、市議会において予算案の議決が得られなかった場合は、委託契約を締結できないため、十分に留意のうえ応募すること。

11 その他

その他詳細は、実施要領による。